

## 国立大学法人山口大学監事支援室設置要項

### (設置)

第1条 国立大学法人山口大学に国立大学法人山口大学監事支援室（以下「監事支援室」という。）を置く。

### (業務)

第2条 監事支援室は、監事の指揮命令により次の業務を行う。

- (1) 監事が行う監査に関すること。
- (2) 監事に係る秘書業務に関すること。

### (組織)

第3条 監事支援室に室員を置き、総務部総務課付係長をもって充てる。

### (その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。